

令和6年第3回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第79号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議第80号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第81号 別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議第82号 別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第83号 別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第84号 別府市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第85号 別府市水道事業給水条例及び別府市下水道条例の一部改正について
- 議第86号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議第87号 令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について
- 議第88号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議第89号 令和5年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第90号 令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第91号 令和5年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第92号 令和5年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第93号 令和5年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第94号 令和5年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第95号 令和5年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第96号 令和5年度別府市水道事業会計決算の認定について
- 議第97号 令和5年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について

議第79号

別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成24年別府市条例第27号）による医療費の助成において医療保険各法の規定による被保険者資格の確認を個人番号を利用して行うこと、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の措置に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する準法定事務となったこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務に「別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成24年別府市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を加えます。（別表第1関係）
- (2) 個人番号を利用することができる事務から「生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行う措置に関する事務であって規則で定めるもの」を削ります。（別表第1関係）
- (3) 別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務に関し、利用する庁内で保有する特定個人情報等を定める等します。（別表第2関係）

3 施行期日 令和6年12月2日

4 担当課 こども部子育て支援課、市民福祉部障害福祉課、市民福祉部ひと・くらし支援課

議第80号

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、保育士及び保育従事者の配置基準が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

前項の省令のとおり保育士及び保育従事者の配置基準数を見直します。
(第29条関係、第31条関係、第44条関係及び第47条関係)

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 こども部子育て支援課

議第81号

別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部が改正されたことに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
児童扶養手当法施行令の一部改正により、条例が引用する条項が改められたことに伴い、所要の整備をします。
- 3 施行期日 令和6年11月1日
- 4 担当課 こども部子育て支援課

議第82号

別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
児童館を使用できる児童の年齢を引き上げることに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
児童館を使用できる者のうち、「中学校終了までの児童」を「18歳未満の全ての子ども」に改めます。（第5条第1号関係）
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 こども部子育て支援課

議第83号

別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
住居表示の実施により別府市多世代交流健康増進複合施設の位置の表記を改めること及び同施設を構成する南部地域交流センター・南部児童館の児童館機能を使用できる児童の年齢を引き上げることに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容

- (1) 施設の位置を「別府市南町3566番1」から「別府市南町7番22号」に改めます。(第2条関係)
 - (2) 南部地域交流センター・南部児童館の児童館機能を使用できる者のうち、「市内に居住するおおむね中学校終了までの児童」を「市内に居住する18歳未満の全ての子ども」に改めます。(第5条第2号関係)
 - (3) 別府市保育所の設置及び管理に関する条例に定める中央保育所の位置及び別府市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例に定める南部子育て支援センターの位置について、第1号と同様に改めます。(附則第2項及び第3項関係)
- 3 施行期日 公布の日
 - 4 担当課 こども部子育て支援課

議第84号

別府市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により被保険者証が廃止されること等に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
 - (1) 被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削ります。
 - (2) 別府市国民健康保険条例第10条及び第11条の規定による過料の額を2万円以下から10万円以下に改めます。
- 3 施行期日 令和6年12月2日
- 4 担当課 いきいき健幸部保険年金課

議第85号

別府市水道事業給水条例及び別府市下水道条例の一部改正について

- 1 趣旨

将来にわたって持続可能な上下水道事業の財政基盤を構築するため、水道料金及び下水道使用料を改定することに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
 - (1) 水道料金を次のとおり改定します。(別府市水道事業給水条例第24条関係)

区分			現行	改正
普通給水	基本料金	8立方メートル	1,016円	1,161円

		ルまで		
	超過料金	8立方メートルを超え20立方メートルまで1立方メートルにつき	159円	182円
		20立方メートルを超え100立方メートルまで1立方メートルにつき	198円	226円
		100立方メートルを超える1立方メートルにつき	248円	283円
市営温泉 給水	基本料金	100立方メートルまで	6,820円	7,790円
	超過料金	100立方メートルを超え112立方メートルまで1立方メートルにつき	159円	182円
		112立方メートルを超え192立方メートルまで1立方メートルにつき	198円	226円
		192立方メートルを超える1立方メー	248円	283円

		トルにつき		
区営・地区温泉給水	基本料金	100立方メートルまで	3,410円	3,895円
	超過料金	100立方メートルを超える1立方メートルにつき	159円	182円
船舶給水		1立方メートルにつき	248円	283円
臨時給水		1立方メートルにつき	248円	283円
地熱発電給水		1立方メートルにつき	176円	201円
公共給水		1立方メートルにつき	128円	146円

- (2) 給水装置の新設又は改造の工事の施行に係る新規加入金を改定します。(別府市水道事業給水条例第32条第1項関係)
- (3) 設計審査手数料等を改定します。(別府市水道事業給水条例第33条関係)
- (4) 下水道使用料を次のとおり改定します。(別府市下水道条例別表関係)

種別	区分	排水量	現行金額	改正金額
一般汚水	基本料金	10立方メートルまで	938円	1,181円
	超過料金(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	122円	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	135円	170円
		50立方メートルを超え500立方メートルまで	165円	207円
		500立方メートルを超える部分	182円	229円

井戸汚水(戸建て住宅用)	水道水と井戸水を併用	1世帯5人まで	375円	471円
		1人増すごとに	80円	101円
	井戸水専用	1人につき	570円	718円
		1人増すごとに	358円	451円
温泉汚水		1立方メートルにつき	14円	18円

3 施行期日 令和7年4月1日

4 担当課 上下水道局営業課、上下水道局下水道課

議第86号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

1 趣旨

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 通称上野口町、上原町、山の手町、大畑、竹の内、鶴見、荘園、扇山、南立石1区、南立石2区、南立石生目町、堀田及び南立石八幡町について、住居表示を実施する市街地の区域として定めます。

(2) 住居表示の方法は、街区方式によるものとします。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第87号

令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について

1 趣旨

協定の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 協定の目的 令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金

(2) 負担金の額 221,150,024円

(3) 協定の相手方 大分県

議第 88 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

1 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、大分県後期高齢者医療広域連合規約を協議して変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

3 施行期日 令和 6 年 12 月 2 日

4 担当課 いきいき健幸部保険年金課

議第 89 号～議第 97 号

令和 5 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度別府市水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について

1 趣旨

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度別府市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

(2) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度別府市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委

員の意見を付けて議会の認定に付します。